

平成22年(2010年)9月
社団法人 日本介護福祉士会

社団法人日本介護福祉士会 介護報酬改定に伴う介護従事者の 処遇改善に関する調査結果 (概要)

調査の概要

1. 調査の目的

介護従事者の離職率が高く人材確保が困難であるといった状況の中、社団法人日本介護福祉士会においても署名活動、全国集会等を通じて、関係機関等へ処遇改善の要求をしてきた。その結果、平成20年10月に「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策」として平成21年度介護報酬改定率を3.0%に決定した。

本調査は、介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に確実に反映されたかを検証し、今後の介護福祉士の処遇改善等につなげることを目的とする。

2. 調査対象及び調査方法

調査対象：日本介護福祉士会会員（現在介護保険事業所に勤務している会員）

調査方法：郵送法（調査票の配布については、県支部を介して実施）

3. 調査日

平成21年11月1日

4. 調査対象数と回収状況

調査対象数 (A)： 6,508 票

回収数 (B)： 3,409 票

回収率 (C)： 52.4%[C=B/A]

5. 調査項目

- (1) 基本的属性について
- (2) 介護報酬改定における介護従事者処遇状況について
- (3) 介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善交付金について
- (4) 給与等について
- (5) 介護福祉士に関しての処遇について
- (6) 介護報酬改定と介護現場の変化について

(別紙)

調査結果の概要

1. 介護報酬改定後の処遇改善状況

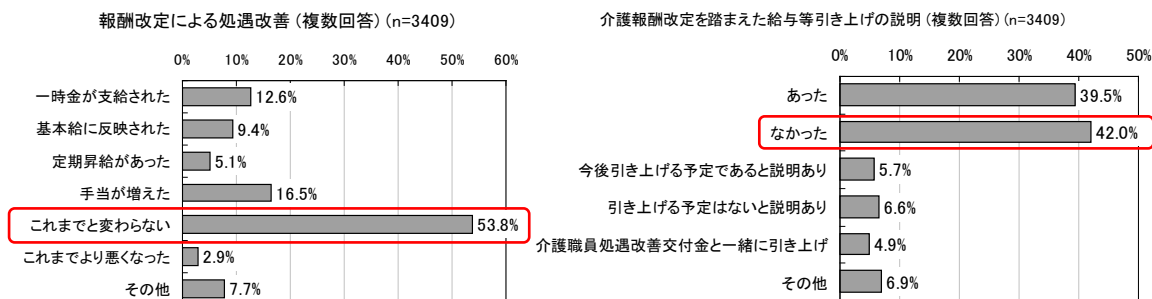
①. 介護報酬改定後の給与等に関する処遇の変化と給与引き上げの説明状況

全体の半数以上 (53.8%) が「これまでと変わらない」と回答している。

介護報酬改定後どのような処遇改善があったかをみると、「手当が増えた」が16.5%、「一時金が支給された」が12.6%、「基本給に反映された」が9.4%、と38.5%が何らかの改善があったと答えているが、厚労省調査（施設が回答）では、何らかの引き上げを実施した施設が68.9%と7割近くを占めている。調査結果に大きな開きがある。

全体の4割以上が説明を受けていないと回答している。

介護報酬改定を踏まえての給与等引き上げの説明を受けたかについてみると、説明が「あった」がわずかに39.5%、「なかった」が42.0%となっている。



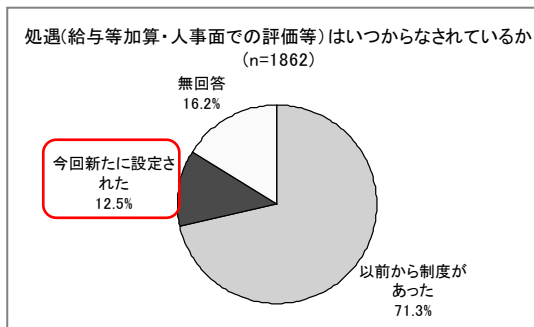
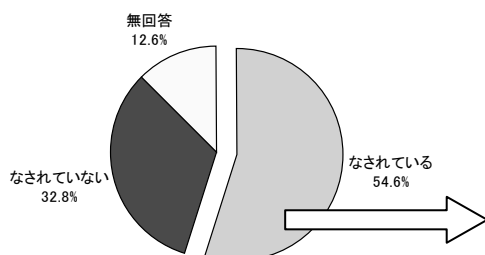
	施設事業所数	①平成21年度介護報酬改定を踏まえず給与等を引き上げた	②介護報酬改定に関わらず給与等を引き上げた	③定期昇給を実施した	④給与等の引き上げを行わなかったが1年以内に引き上げる予定	⑤給与等の引き上げを行っておらず、今後も引き上げる予定なし	⑥その他
総数	91,057	23.8%	20.5%	42.7%	15.3%	13.3%	7.4%
各項目の単独回答割合		13.4%	10.8%	23.9%	12.1%	12.4%	5.0%

給与等の引き上げを行う事業所の割合 (①・②・③、いずれかを含む回答)	68.9%
給与等の引き上げを行う(予定を含む)事業所の割合 (①・②・③・④、いずれかを含む回答)	81.6%

②. 「介護福祉士」に関しての処遇について

職場において、介護福祉士に関して給与手当の加算や人事面での評価等が「なされている」割合は54.6%。さらに、「なされている」と答えた人の処遇が「今回新たに設定された」割合は12.5%であった。（「以前から制度があった」割合は71.3%）

「介護福祉士」の給与手当加算・人事面での評価 (n=3409)



(別紙)

③. 職場環境の処遇について

8割は「給与以外の処遇改善に変化がない」と回答している。

介護報酬改定後の職場の変化についても、「これまでと変わらない」と答えた割合が6割から8割以上を占めている状況であり、厚労省調査においても「今回変更なし」「今後も予定なし」を加えると6割から8割以上となっている。職場における処遇改善においても際立った変化が見られたとは言いがたい状況といえる。

		厚労省調査				日本介護福祉士会調査 n=3,409				
		従来より実施しており、今回さらに充実	従来及び今回実施していないが今後実施予定	従来より実施、今回内容等の変更なし	従来及び今回実施しておらず、今後も予定なし	改善された・あった	これまでと変わらない	減った	無回答	備考
給与状況以外の処遇全般の改善	職員の増員による業務負担の軽減	17.3	15.1	37.4	26.4	21.9%	62.0%	12.0%	4.1%	職員の増員
	夜勤の見直しや有給休暇の取得促進等労働条件の改善	9.8	14.1	49.9	21.5	10.2%	75.2%	4.0%	10.6%	夜勤の見直し
		-	-	-	-	6.8%	82.5%	5.8%	4.9%	有給休暇の取得促進改善
	昇給または昇進・昇格要件の明確化	8.7	24.8	42.6	19.6	8.3%	83.4%	3.3%	5.0%	昇給要件明確化
	非正規職員から正規職員への転換機会の確保	9.6	14.2	47.6	23.9	9.3%	設けられない35.9%	以前からある45.7%	9.1%	正規職員への登用
		従来より実施しており、今回さらに充実	従来及び今回実施していないが今後実施予定	従来より実施、今回内容等の変更なし	従来及び今回実施しておらず、今後も予定なし	充実した・なった	これまでと変わらない	悪くなった	無回答	
教育改善・研修状況	資格取得や能力向上に向けた教育研修機会の充実	18.9	10.7	62.0	5.3	21.5%	73.2%	2.6%	2.8%	
	資格取得や外部の研修参加にかかる費用等の負担(一部を含む)	12.8	8.5	67.0	8.3	12.8%	79.9%	3.5%	3.8%	
		従来より実施しており、今回さらに充実	従来及び今回実施していないが今後実施予定	従来より実施、今回内容等の変更なし	従来及び今回実施しておらず、今後も予定なし	十分整備されている	充実した・整備された	これまでと変わらない	悪くなった	無回答
職場環境の改善状況	定期的なミーティング等による仕事上のコミュニケーションの充実	18.2	4.0	72.4	2.8	9.9%	17.1%	67.5%	3.2%	2.4%
	腰痛対策、メンタルケア等を含めた健康管理の充実	10.2	20.5	54.0	11.4	4.5%	7.9%	82.3%	3.1%	2.3%
	出産・子育て・家族等の介護を行う職員への支援の強化	7.9	13.4	60.5	13.9	9.2%	8.6%	76.9%	2.1%	3.3%
	事故やトラブル対応体制の整備	9.7	7.1	76.7	3.1	8.6%	15.0%	71.5%	1.8%	3.0%

(別紙)

2. 給与の変化について

「厚労省調査と当会調査とは給与改善の実態に乖離がある。」

－当会調査では、報酬改定目標3%アップのほぼ半分である－

基本給の給与額(月給)について、平成20年10月支給分と平成21年10月支給分と比較すると、全体では平成21年10月支給分は182,178円となっており、平成20年10月支給分の平均179,504円と比較すると差額は2,674円、率にして約1.5%しか上昇していない。「介護職員」に限定して平成20年10月と平成21年10月とで月給を比較してみると、平均の差額は2,576円、率にして約1.6%しか上昇していない。

厚生労働省調査では、手当と一時金(月額換算)を合計した額で平成20年10月の給与と21年10月の給与を比較しているが、介護従事者の平均給与額(月給)は、平成20年10月で277,840円、21年10月では287,300円となっており、その差は9,460円、率では約3.4%の上昇となっている。

「介護職員(訪問介護員を含む)」では平均の差額は+10,210円、率では約4.1%の上昇となっている。

		全体(有効回答者数)	平成21年10月				平成20年10月		H21年との差額B (単位:円)	H21年との差(B/A)
			平均年齢 (単位:歳)	平均在籍年数 (単位:年)	平均実労働時間 (単位:時間)	平均基本給【月給】 (単位:円)	平均基本給【月給】A (単位:円)			
調 査 日 本 介 護 福 祉 士 会	全体(月給の者)	926	43.4	8.4	169.0	182,178	179,504	2,674	1.49%	
	介護職員(サービス提供責任者を除く)	578	40.8	7.6	166.9	168,069	165,493	2,576	1.56%	
	生活相談員	58	43.6	11.7	174.1	219,703	217,435	2,268	1.04%	
	介護支援専門員	116	48.8	9.4	168.9	205,100	203,489	1,611	0.79%	
	サービス提供責任者	71	49.5	8.9	173.2	180,831	176,717	4,114	2.33%	
	管理職	75	48.7	10.2	177.7	226,669	221,889	4,780	2.15%	
	その他	28	46.2	10.1	168.7	184,978	184,327	651	0.35%	
調 査 厚 労 省	全体(月給の者)	38,022	41.6	6.5	156.4	287,300	277,840	9,460	3.40%	
	介護職員(訪問介護員を含む)	21,055	39.9	5.8	156.5	257,880	247,670	10,210	4.12%	

※ 日本介護福祉士会調査は、問16で平成21年10月の基本給と平成20年10月の基本給の両方の回答者ベース

※ 日本介護福祉士会調査は、会員のみを対象としているため、厚労省調査における「介護職員(訪問介護員を含む)」とは調査対象者が異なる。

※ 日本介護福祉士会調査は「基本給」で給与額を比較しているが、厚労省調査では基本給に手当と一時金(月額換算)を合計した額で比較している。

上記のように、介護福祉士における介護報酬改定後の処遇改善の状況(本調査結果)をみると、平成21年4月以降において若干の処遇改善傾向はみられるものの、当初目標に掲げていた「3%」には及んではない。

日本介護福祉士会の調査は会員のみを対象としているため、回答者が介護福祉士資格取得者に限られているのに対して、厚労省調査は介護従事者全般を対象にしているため、一概に比較することはできないが、厚労省の調査結果と当会が行った調査とは合致しておらず、今回の介護報酬改定が確実に介護従事者の処遇改善に反映されたとはいえない。